

平成29年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 質問要望等経過対応報告一覧(西方地域)

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
1	木の宮西 (1)	<p>【西方総合支所周辺整備について】</p> <p>西方総合支所の周辺において、(仮称)栃木市北部健康福祉センター、民間の温泉施設の整備が進んでいる。その進捗状況と利用開始時期及び交通対策について伺う。</p> <p>1 (仮称)栃木市北部健康福祉センターについて (仮称)栃木市北部健康福祉センターの概要及び現在の進捗状況、工事の着手時期、供用開始の時期などをお知らせください。 また、(仮称)栃木市北部健康福祉センターが供用開始されますと、現在の西方総合支所の組織や事務所など、現在と違う職員の配置や事務所の利用形態になるのでしょうか、お知らせください。</p>	<p>1 (仮称)栃木市北部健康福祉センターについて 【福祉総務課】 ○(仮称)北部健康福祉センターの概要について 当センターは、“乳幼児から高齢者まで地域住民の健康と福祉を支える拠点施設”として整備するものであります。 整備場所は、西方総合支所庁舎のすぐ北側、現在、職員や公用車の駐車場や倉庫等敷地として利用している場所となります。 建物の概要としましては、地上2階建て、延床面積2,797.93㎡を予定しております。 1階の西側部分には、温泉を活用した歩行用プールやトレーニングルーム、男女浴室等を、また、東側部分には、集団検診室のほか小会議室や多目的トイレなどを配置しております。なお、集団検診室は、100人程度が土足のままに入れる講堂としても利用できるよう整備を行います。 2階部分には、主に高齢者が趣味の活動を行う「教養娯楽室」、親子・児童の遊び場となる「多世代交流室」、栄養指導や親子クッキングなどが可能な「調理実習室」を配置しており、幅広い層の方々の交流や活動、憩いの場としてご利用いただきたいと考えております。</p> <p>○現在の進捗状況について 平成28年度中にとりまとめた基本設計に基づき、現在は、実施設計を行っているところです。また、総合支所南側では、センター敷地内の車庫・倉庫等を整理統合し、移転するための工事を実施しております。</p> <p>○工事の着手時期と供用開始時期について 平成30年7月頃にセンターの建築工事に着手し、31年末頃の完成を予定しております。その後、外構整備や開館準備を行い、平成31年度末から32年度当初に供用開始をしたいと考えております。</p> <p>○センター供用開始後の西方総合支所の組織や事務所等について センターの供用開始に伴う西方総合支所の組織や職員配置、事務所の利用形態の変更は予定しておりません。</p>	<p>【福祉総務課 TEL:21-2201】 平成29年度まちづくり懇談会ふれあいトークの際に左記のとおりご回答を差し上げたところですが、実施設計を進めてきた結果、建物の構造・規模及び事業スケジュールが下記のとおりとなりましたので、報告いたします。</p> <p>●建物の構造・規模 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上2階 地下1階 延床面積2,760.58㎡ (その他 : 駐輪場24.20㎡、ボンベ庫2.00㎡、油庫4.00㎡)</p> <p>●事業スケジュール(予定) 2018年(平成30年) 5月～7月 新築工事の入札・仮契約 9月 新築工事契約の議決 10月 新築工事着工 2020年 3月 完成 4月 開館準備(営業許可手続き等) 5月 開館</p>

平成29年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 質問要望等経過対応報告一覧(西方地域)

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
1	木の宮西 (2)	<p>2 民間の温泉施設について 現在総合支所の東側で工事が進んでおりますが、民間の温泉施設の概要及び営業の開始時期等と、利用者(自動車)の誘導経路についてお知らせください。</p> <p>3 総合支所への進入道路について (仮称)栃木市北部健康福祉センターおよび民間の温泉施設が開業することにより、西方総合所への東側からの進入道路となる、市道53045号線の交通量が増えると推測します。 この市道は、東側に歩道が設置してありますが、過去に街路樹として樺が植栽されており、根の成長により歩道路面の凹凸がひどく、高齢者や幼児には歩きにくい状況であります。 交通量の増加に伴い、施設利用者や地元の方の利用が増えることを考慮しますと、路面の補修を検討してください。</p>	<p>2 民間の温泉施設について 【都市計画課】 ご質問2の「民間の温泉施設」につきましては、平成28年10月31日に民間事業者である株式会社オリエンタルトラストが敷地面積約10,000㎡の温泉施設として開発許可を取得し、現在、平屋建て約2000㎡の施設の建築工事を行っております。営業の開始時期につきましては、工事の進捗状況にもよりますが、平成29年12月末頃を予定していると事業者から伺っております。また、温泉施設に自動車で来た利用者につきましては、敷地東側に設けられる出入口から乗り入れを行い、敷地西側に設けられる出入口については歩行者のみの通行とする計画となっております。</p> <p>3 総合支所への進入道路について 【道路河川維持課】【西方地域づくり推進課】 市道53045線の歩道につきましては、ご指摘のとおり、木の根の張り出しによる凹凸が多くみられ、市民の皆様にはご不便をおかけしております。つきましては、歩行者の安全を考慮し、補修を実施してまいります。 補修時期につきましては、現在、(仮称)栃木市北部健康福祉センターの外構整備の中で総合支所敷地内の歩道を含む南側駐車場全体の整備についての調整をしていることから、その整備と時期を合わせての補修を実施してまいりたいと考えております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課:2. 都市計画課 TEL:21-2444 3. 道路河川維持課 TEL:21-2408・西方地域づくり推進課 TEL:92-0300]</p>
2	居林	<p>【自治会内道路の交通安全対策についての行政との懇談会の開催について】 居林自治会は、旧西方町の造成による住宅団地であり、団地内を走る道路は市道であるとはいえ、住民の生活道路です。団地内へのメインとなる出入口は、団地西側の県道上久我栃木線に面した西口であり、団地の北と南にある出入り口は生活の利便性のためのものでした。年々、団地周辺も開発され、車両の通行も増えてきております。 団地と隣接している『認定西方なかよしこども園』は、設立時の出入口は県道に面した西側であり、団地内の市道とつながる北口は、通園バス、自転車などの利用との説明を受けておりましたが、現在は北口で園児の送迎が行われております。通園バスの廃止により、送迎の車両数は約100台との報告もありました。平成27年度には自治会内から園の北口の閉鎖の要望も出ておりました。今年度は西口を開けて送迎の車両の一方通行ができないかを要望しております。 団地内をかなりのスピードで走行したり、一時停止をしない車両も見受けられ、地域住民が危険を感じることも少なくありません。時間帯によっては、単なる生活道路ではなく、大変混雑する危険な道路となっております。その都度、担当課に相談をし、要望もしておりますが、抜本的解決には至っておりません。 つきましては、①保育課[園児の送迎ルートへの検討、北口の改善(間口を拡げる)、園内駐車場までの通行帯の区画線の整備(北口の渋滞緩和、危険防止)、交通ルール順守の指導の徹底 等]と、②道路河川維持課[市道の交通安全対策及び整備(通行帯の区画線、停止線、カーブミラーの設置、進入及び速度規制等の道路標識の設置 等)]の各担当者と地域住民との懇談会を実施していただき、その中で要望等の整理をしたいと考えております。 地域住民は、安心安全な住環境が守れるよう願っておりますので、何卒、今年度上期に懇談会を開催していただきますよう要望いたします。</p>	<p>【保育課】【道路河川維持課】【西方市民生活課】 このたびは、自治会様より懇談会開催のご要望を頂きありがとうございます。 当懇談会につきましては、今年度上半期の予定で開催させていただきたいと考えております。 なお、日にちにつきましては、関係課と日程を調整のうえ、自治会様にいくつかの候補日を提案させていただき決定したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課:保育課 TEL:21-2232 ・道路河川課維持 TEL:21-2408 ・西方市民生活課 TEL:92-0308]</p>

平成29年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 質問要望等経過対応報告一覧(西方地域)

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
	居林 (No.2続き)	<p><b>【当日再質問】</b> ふれあいトークの事前質問で懇談会を開催していただけることになりありがとうございます。</p> <p>私は自治会長をしております。当自治会は西方村の時に優良宅地として開発された団地です。隣接した幼稚園用地に認定こども園が設置され、送迎について、当初は県道に面した西門からであったものが、西側だと危険だとの判断のもとに、団地内に通ずる北門になりました。そのことで、担当のセクションには要望を出してきましたけれども、根本的な原因と対策が見えていないこともあり、いつも後追いの対応になっております。今年度も道路河川維持課には100%とはいかないまでも、それなりの対応をしていただきました。ただ抜本的な安全対策にはなっていないということで今回行政との懇談会を提案させていただいて、懇談会の中で本質的な問題は何かのと、どうすればいいのということを各セクションを横断しての意見を出し合って解決したいと思っています。</p> <p>そんな中で一つ要望ですが、行政の窓口を設定していただけないか。そこに連絡をしたら各セクションがスムーズに対応できるような体制にしていただけないかという思いを持っています。最近では妊婦さん、新生児、幼児を持つ親御さんたちの相談窓口を一本化したという報道がありました。そのような体制を要望したいと思います。今回の提案の中にはこのような趣旨も含まれていますので、是非、善処をお願いいたします。</p>	<p><b>【こども未来部長】</b> 西方なかよしこども園につきましては、団地造成の後に造られた施設ということで、当初は西側から出入りをするということでお話をさせていただいたのですが、子どもが飛び出すと危険ということで、北側に出入口を設定した経緯があります。その時点で自治会の方には詳しい説明をせずに変更したということで本当に申し訳ありませんでした。</p> <p>今後、自治会長さんの方に連絡をさせていただいて日程等の調整させていただきます。</p> <p>また、こども園では毎月園だより等も発行しておりますので、こども園の行事等の情報提供も含めて自治会にお配りし、自治会と密接なお付き合いをしていければと思います。</p> <p><b>【総務部長】</b> ワンストップサービス窓口につきましては、行政の永遠の課題であり、行政改革の一環として検討はしていますが、具体的にどうしたらいいのかが難しく、皆様にとってよりよい窓口というものを作るために再度検討していきたいと思っています。市の業務は非常に多岐に渡るものですから、果たしてひとつの窓口で全て対応できるかという課題もあります。いかに市民の皆様にご不便をおかけすることなく、皆様が望むような窓口にできるか引き続き検討してまいりますので少しお時間をいただきたいと思っています。</p>	<p><b>【保育課 TEL:21-2232】</b> ・平成29年8月8日、西方なかよしこども園において、居林自治会と市保育課、道路河川維持課、西方市民生活課とで懇談会を開催し、自治会からの要望事項について協議、整理いたしました。 ・その後自治会長と保育課で要望事項について詳細を協議、調整しました。</p> <p>・懇談会での要望事項について、平成29年9月4日に書面にて要望書が提出され、保育課、道路河川維持課、西方市民生活課において対応いたしました。</p> <p>・交通安全施設の警察に関わる要望(一時停止等)については、平成29年9月14日に警察と本庁交通防犯課、西方市民生活課で協議しました。平成29年10月16日、自治会長及び道路河川維持課、西方市民生活課で要望箇所等の現地立ち合いを実施し、警察との協議結果については、西方市民生活課が説明しました。</p> <p>・カーブミラーの設置や園の進入路変更のための整備工事施工に着手しました。カーブミラーについては、平成29年12月に設置が完了しました。</p> <p>・進入路変更のための工事については、園の西門工事からの着手となり、平成30年4月に完成予定となっております。また、雨水配管工事等の園整備については、平成30年6月に設計委託を予定しております。</p> <p>・園では、園だよりにおいて「自治会内走行の際のマナーについて」「行事の際の駐車について」等、保護者への注意喚起を随時行っております。また、自治会へ園だよりや園行事のチラシを配布する等、園からの情報を発信することにより、自治会との良好な関係が築けるよう努めているところです。</p> <p>・なお、こども園に関する自治会からの要望は、全て保育課が窓口になり調整することになりました。上記事業の進捗状況等も自治会へ情報提供を行いながら進めてまいります。</p>

平成29年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 質問要望等経過対応報告一覧(西方地域)

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
3	水木	<p><b>【水木自治会内地すべり箇所への復旧・整備状況について】</b>                      当該箇所については、平成27年9月の関東・東北豪雨により、地すべりが発生し土砂により作業場が倒壊した場所であり、現在は仮復旧の状態のままになっています。                      今年度において、県の委託業者による測量や地質調査などを実施すると聞いておりますが、災害後2度目の出水期を迎える今、地元住民は不安を募らせており、一日も早い着工を望んでいるところであります。                      当該箇所の整備について、現在までの進捗と今後の計画及び、擁壁等がどのような形態になるのか、お知らせ願います。</p> <p><b>【当日再質問】</b>                      事前質問の回答の中に、具体的な事業計画が固まり次第、地元の皆様に事業概要を説明し理解を得ていくということを書いてありまして、近々、測量、ボーリングを行うと聞いておりますが、是非とも、現在ある擁壁と同程度のものの設置ということを県に対して市の方からも要望をしていただきたい。</p>	<p><b>【栃木市道路河川整備課】</b>                      事業を担当する県栃木土木事務所に確認しましたところ、地元の皆様からの恒久的な保全対策についてのご要望を受け、昨年度は崩壊斜面をブルーシートで被覆するなどの応急対策を行ったところであります。                      今年度は、崩壊した法面を擁壁等で復旧するための事業費を確保し、今月から現地測量や地質調査、さらには設計作業に着手したとのことであります。今後は、具体的な事業計画が固まり次第、地元の皆様に事業概要を説明し理解を得ていくとともに、急傾斜地に関する法指定を行った後、速やかに工事に着手していきたいとのことであります。                      地域の皆様には、長い間ご心配をおかけして申し訳ありませんが、市としましても、県と連携して当該箇所の迅速な復旧を図るため最大限の支援を行って参りますので、何とぞ御理解と御協力をお願いいたします。</p> <p><b>【道路河川整備課長】</b>                      ご要望がありました、急傾斜地の対策事業につきましては、栃木土木事務所の方でボーリング調査が始まっていると伺っております。工法等、具体的な部分については皆様の希望に沿うような形になるよう、県に対して要望等行っていきます。今後、詳細な設計に入っていきますので、タイミングをみて要望を伝えます。具体的な工法等につきましては、改めてご報告させていただきます。</p>	<p><b>【道路河川整備課 TEL:21-2401】</b>                      事業を所管しております栃木土木事務所に確認したところ、「計画案がまとまったことから今年度中に地元の詳細な事業説明をする予定であり、概ねの予定としては、4月頃から用地調査に着手するとともに、地域の方の理解をいただいたのち、速やかに工事に着手するので、その際は御協力をお願いしたい。」とのことでありますので、今後の事業へのご理解とご協力をお願いいたします。</p>

[当日参加者からの質問及び要望等]

No.	質問要旨	回答要旨	経過・対応報告
4	<p>【道路の補修について・農地の管理について】</p> <p>①自宅前の道路が雨とイノシシにやられて崩れていたが、修復していただきありがとうございます。しかし、修繕も途中までしか行われておらず、あと20～30m残されています。今後どのようになるのか伺いたい。6月～7月にかけて実施したところ。市の方でここまでやりますといわれていたところまでできていない。理由はわからない。</p> <p>②また、地元では農業者が減り、畑などを他人に貸している人がいるが、その畑を借りている鹿沼市の方が麦を作るといっていたが、もう4、5年の間、牧草地になっている。隣の畑に牧草の実が飛んできて迷惑を被っている。栃木市では、現地確認をして麦を作っているのであれば各種交付金の対象となることもあるが、鹿沼市では現地確認もされていないようなので、きちんと現地を確認し、耕作者に適正に管理、耕作するよう栃木市から鹿沼市に要請していただきたい。 牧草も腰くらいの高さまでありイノシシの住み家になっていますので、きちんと管理するように指導していただきたい。</p>	<p>【建設水道部長】</p> <p>①イノシシ被害の道路につきましては、途中までは修復されているという点ですので、残りの部分につきましては、現地確認をして、市の方でどのようなことができるのか相談させていただきます。 今年度の6月に修復した場所であれば、引き続き実施していきますので、現地確認をして対応させていただきます。</p> <p>【西方産業振興課長】</p> <p>②牧草地になっている場所については、鹿沼市で耕作しているところかと思えます。真名子地内で約4町歩弱程度、正式な利用権の設定をされて耕作しています。現在では、先ほどおっしゃられたとおり、麦と蕎麦が雑草に負けてしまっている状態になっていますので、耕作者の方には管理についてしっかりやっていただくよう話をいたします。併せて鹿沼市の農政課の方にも適正な指導をしていただくよう要望してまいります。</p>	<p>①【道路河川維持課 TEL:21-2408】 修繕が途中までとなっている箇所につきましては、順次補修を行い、平成29年度に完了いたしました。</p> <p>②【西方産業振興課 TEL:92-0313】 要望内容については、現状を鹿沼市農政課及び栃木市農業委員会へ連絡するとともに、農地の適正な管理について耕作者へ指導をしていただくようお願いいたしました。その後、鹿沼市より、同市職員が現地確認を行い耕作者に「除草及び生産作物の変更」を指導したとの報告があり、今後についても改善に向けて適宜指導を行っていくとのことでした。 また、西方産業振興課においても、耕作者に対して農地の適正な管理をお願いし、了解を得ております。 なお、その後指摘のあった農地は全て適正に管理・耕作されており、現状はそばの収穫後に麦が作付けされております。 また、要望された住民にも経過と現状を説明し了解を得られております。</p>
5	<p>【地域づくり応援補助制度について】</p> <p>市では地域づくりを応援すべく、地域づくり応援補助金の制度ができました。</p> <p>事業計画を今年策定していく中で、いざ計画を立てようとしたときに補助金の使途に非常に足かせが多くて、何にどう使っていくのかが分かりません。まちづくりセンターでもわからない部分が多くて、本庁の方に確認しないということ非常に時間が掛かったり、返ってきた回答も具体性に欠けて、どのように使ったいいのかわからずに今年は申請できませんでした。</p> <p>そこで2つお願いがあります。今日回答いただかなくても結構ですので、後日ご回答いただければと思います。</p> <p>一つは、もう少し実働組織を信用していただいて、幅広く柔軟に使わせていただけないかなと思います。もっと有効的に地域に活用できるような仕組みを作っていただきたいと思っています。</p> <p>もう一点が、実務マニュアルの中に実働組織に求める役割というものが、地域で活動するまちづくり団体がお互いに問題点等を考えて情報を共有化したり、人材や物品を融通しあう体制を作っています。その中でモデル地域の成果としてということに、地域の行事やイベントの実行委員会を合併して、重なる事業の合同開催で皆さんの負担が軽減されて成果があったという事業例が載っていました。西方でも色々な方が、色々な活動をしていて、それをもう少し巧く回せたらということで今までずっと活動してきましたが、補助金の申請になりましたら、実働組織が主催した事業でないと補助は受けられない、と、センターから言われました。設立時に考えていた役割から離れてしまいました。主催事業でなくて合同開催でも補助金が生かせるような仕組みを作っていただきたいと思っています。</p> <p>決してセンターの対応が悪いと言っているのではなく、このまちづくり実働組織の設立自体が初めてのことで、実際にやってみないとわからない部分がある部分で他地域でもたくさん出てきているのではないかなと思います。活動する人たちのやってみようという意識が下がらないようにしていただけたらと思います。</p>	<p>【総合政策部長】</p> <p>地元の方が一生懸命まちづくりに取り組んでいただいているということで大変ありがとうございます。</p> <p>行政の対応に柔軟性がないとの話だったかと思えます。地元が一生懸命各種取り組みをしていく中で、なるべく希望に沿うような形にしていきたいと思えます。皆様が常日頃から課題解決に向けて色々議論をされていることは非常に有意義なことだと思えます。引き続き議論をしていただく中で我々も相談に応じて解決策を見出せるよう一緒に議論させていただきたいと思えます。</p> <p>市内では、ほかにも実働組織が立ち上がっていますし、先発隊の事例といったものも研究していただければありがたいかなと思えますし、そういった事例についても我々の方からどんどん情報提供していきたいと思えますが、少し協議させていただく時間をいただければと思います。</p> <p>役所的には制度を作ると、当然その制度をきちんと守っていかないとどこかでできてしまうのかなと思えますが、その制度を作った目的は元々何なのかという原点に立ち還れば、当然皆さんが思うようなところに行きつくと思えますので、そのへんは内部的にも議論をさせていただければと思います。</p> <p>【市長】</p> <p>実働組織につきましては、是非、充実をしていきたいと思えますが、担当者として一番考えなければいけないのは、先ほど総合政策部長が申し上げたとおり、可能な限りやろうとしている方にとっていい考えを示さなければいけない。一定の基準にしても何にしても、それはすべからずそういう趣旨でその運用をしていくために作ってあるものですから、その運用とはすなわち可能な限り相手様にとって有利な解釈をしていくことだろうと思えます。</p> <p>可能な限り実働組織にとってやってもらいやすくするように解釈をしなければならぬ。そこは正に柔軟な解釈ということになるので、そのような対応をしてもらいたいと思えます。</p>	<p>【本庁地域づくり推進課 TEL:21-2331・西方地域づくり推進課 TEL:92-0300】</p> <p>平成29年7月6日に、総合政策部長同席のもと、西方地域のまちづくり実働組織代表者との意見交換会を開催し、実働組織が活動する上で直面している課題についてご意見をいただきました。</p> <p>その中で、まちづくり事業支援補助金の補助対象となる経費が明確ではなく、判断に困っていること、また、それらの問い合わせに対するセンターの回答が遅いといったことが主な課題として挙げられました。</p> <p>その課題を受けまして、センターとしては、制度が運用されて間もないこともあり、以下の点について、提案をさせていただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問い合わせの内容によっては検討する時間を要し、回答までに多少時間をいただくことがあること</li> <li>・センター側が事業全体を把握できていない段階での細かな部分の質問は判断に窮するため、実働組織の総意として、ある程度事業内容を固めた段階での相談、質問をお願いしたいこと</li> </ul> <p>また、今後の事業における補助金制度の活用方法等についても提案をさせていただきました。</p> <p>今後の制度運用につきましては、実働組織がより活用しやすいものになるよう、実働組織の皆様からのご意見やご要望、事務にあたる各センターからの意見を集約し、柔軟な対応に努めてまいります。</p>

[当日参加者からの質問及び要望等]

真名子夢ホール

No.		質問要旨	回答要旨	経過・対応報告
6	参加者	<p>【道路整備について】 市道3326号線の件ですが、早く工事に着手していただきたい。とにかく道路幅が狭く、地域の皆さんが困っています。工事をやるといわれていますが、いつ工事が行われるのかお聞かせください。</p>	<p>【西方産業振興課】 向宿から根子屋に抜ける道路の改良工事の件かと思いますが、14名の地権者のご協力で用地買収の方は順調に進んでおりまして、これから設計に入るところです。9月末までに設計を完了させまして、その後、工事の発注をして年度末までには工事を完了させたいと考えております。</p>	<p>【西方産業振興課 TEL:92-0313】 当該道路改良工事につきましては、平成29年10月に工事請負契約を締結し平成30年3月初旬を工期として工事を進めております。工事の進捗につきましては、ほぼ計画通りに進んでおり、契約工期までには完了する予定です</p>
7	参加者	<p>【真上地区への道路維持管理について】 小沼から真上へ抜ける道路がありますが、真上の住民には生活道路となっていて、クリーン活動等の折に奉仕活動として地元でやってきました。しかし、近ごろ真上地区の人口減少や高齢化もあり、今後は地元ではなかなか対応できないのではないかといい意見が出ています。 それに加えて近ごろはイノシシなどによって上から石が崩落してきたり、道路上の落ち葉等も片付かず溜まってたりして、車や自転車で通る際にけがをされるのではと心配しています。そのような状況ですので、維持管理を市へお願いできないかという要望です。</p>	<p>【建設水道部長】 山林に隣接している道路については、山側は基本的に土地所有者の方に管理をお願いしているところですが、倒木があって危ない時などは市の方で伐採を行います。原則は地元の方にお願いしている実情ではございますが、一度現地を一緒に回っていただいて、市の方で何ができるのか検討したいと思います。</p>	<p>【道路河川維持課 TEL:21-2408】 市でも定期的にパトロールを行い、落石や通行上支障があるような樹木、落ち葉の堆積等を発見した際は、落石の除去や樹木の伐採等対応いたします。</p>
8	参加者	<p>【学童保育について】 学童保育について3点ほどあります。 孫が旧市内の小学校の学童でお世話になっており、今年の1月頃に次年度の学童保育の申し込みの希望をとられたそうですが、その際に、高学年になると自宅で留守番をする練習をしますがお宅はどうされますか、と言われたそうです。これは4年生の児童の皆さんに対して言われたそうですが、言われたお宅の中には、学童をやめてしまった子や、他の私立の学童に移った方もいたそうです。これまで毎年このようなことが行われているようです。 2点目は、下の子の話ですが、元気がいいので時には学童の支援員さんに怒られるそうです。その際に拳骨、ピンタ、髪の毛を引っ張られるそうです。私自身は悪いことをした時にはやむを得ないとも思っていますが、何もしていない時にもそのようなことをされるとのことです。この件に関しては子育て支援課の方に何度かお話をさせていただいたようです。こういったクレームは結構あるんだということで一向に改善されていないようです。 3点目ですが、年度末に子育て支援課の方からアンケートが来たようですが、提出はそのまま学童の方へ出すということになっているらしく、書いた内容を見られるのではとの心配もあり書きたいことを書くことができないということがありました。 特に回答は求めませんが、学童の支援員の資質の向上と、アンケートの取り方のちょっとした工夫をしていただけたらと思います。</p>	<p>【こども未来部長】 基本的には6年生まで学童保育を受けられることになっておりますし、実際に6年生まで学童に通っているお子さんも多数いらっしゃいますので、今のお話が、どこの学童保育なのか確認をしまして、支援員への指導も含めて対応いたします。 また、支援員のお子さんへの扱いが悪いということでしたが、そのへんの指導も十分に行っているつもりではありますが、学童保育が市内40か所ほどありまして、支援員全体の研修を含めまして、指導方法、レベルについて同じような対応をしていただくようにはしているところですが、中には対応が悪い支援員もいるかもしれませんので、確認をしまして、改めて指導をしていきます。 アンケートの方法についても、今後の提出方法につきましては検討していきたいと思っております。</p> <p>【市長】 お子さんに暴力をふるうというのは論外の話なので、すぐに調べさせて即対応をしなければならないと思います。アンケートを直接支援員に渡すことについては、すぐに改善します。</p>	<p>【子育て支援課 TEL:21-2772】 ・1点目と2点目については、ふれあいトーク翌日に当該学童保育施設に行き、支援員に事実確認をしたうえで、今後こういうことのないように厳重に注意、指導を行い、体罰をしている支援員については翌日事実確認と指導を行いました。 また、支援員全員を対象に資質の向上を図るための研修を実施しました。 ・アンケートの提出方法については、発送直後に保護者から同様の指摘があったため、すぐに封筒を送付し封入して提出できるようにしました。</p>

[当日参加者からの質問及び要望等]

真名子夢ホール

No.		質問要旨	回答要旨	経過・対応報告
9	参加者	<p><b>【獣害対策の補助金について】</b>                      小沼では自治会あるいは個人で捕獲罾等を購入したり、資格を取ったりして、獣害対策に取り組んでいて、それらに対する補助については市の方からいただいています。個体の捕獲に関して、例えば鹿沼市とか日光市では、捕獲した一頭に対しての交付金制度があるようです。                      現在、自治会で購入した罾を有資格者が管理していますが、その方は当然、時間をかけて毎日罾を見回り、お金をかけて餌を購入し、捕獲すれば猟友会の方に処分をお願いし謝礼を払っているという状況で、お金も労力もかかる状況です。市に確認をしましたところ、捕獲の補助金については猟友会が交付の対象ということでしたが、そういった方々はもちろん有害鳥獣の被害軽減のため地域にも貢献されているので、せめて掛かった費用について、猟友会だけではなく個人への交付もできるような体制をとっていただきたいと思います。</p>	<p><b>【産業振興部長】</b>                      獣害については、市内全域において昨年の捕獲頭数は倍増、多いところで4倍にもなっている状況がございました。県内においても同じような傾向があるということで、地域の皆さんにつきましては、獣害対策につきまして色々ご協力をいただいております。                      ご要望の件につきましては、他市では個人への支援も用意されているというお話だったかと思いますが、栃木市では猟友会の方へということで対応させていただいております。ただ、これだけ様々な獣害が広がっている中で、個人の皆様にも様々なご負担をかけているといった実態もございまして、そのへんにつきましては、他市の例なども参考にしながら検討させていただきます。</p> <p><b>【市長】</b>                      他市で個人に対してどのような交付金が出ているのかわからないのですが、ハコ罾にしても銃にしても直接個人はできないことになっているので、市では猟友会に対してまとめて払って、猟友会でそれを配分しているのかと思います。個人給付はやっていないのは確かにそのとおりなんです。他の自治体で直接個人に払っているということがあれば、それも参考にしなければいけないかと思います。猟友会も地域によって微妙に異なるので難しい面もありますが、まず実情を調べて、その上でどうするかを検討します。</p>	<p><b>【農林整備課 TEL:21-2289】</b>                      お尋ねの件につきまして県内他市町の状況を調査いたしましたところ、足利市、佐野市、小山市、日光市では本市同様に有害捕獲を市内猟友会に委託しております。日光市は例外として駆除従事者以外の市内猟友会員が狩猟期間中にグループで捕獲した場合のみ代表者へ報酬対応しています。                      また、鹿沼市は、猟友会委託ではなく、農協や自治会から推薦された方を被害地域限定の有害駆除従事者に登録していますが、実質的に市内猟友会員の中から推薦されています。                      このように各市町が実質的に猟友会を中心に有害捕獲活動を実施する最大の理由としては、猟友会が多数の地元住民から成る有資格者集団であり、地域における継続的・安定的な有害捕獲実施を期待できることが考えられます。                      ご指摘のとおり一個人が地域全体の有害捕獲を担う場合は負担が大きく、また、個人の方が引退した場合、交代人員の確保など継続性に問題があります。その点、猟友会のような集団であれば、負担の分散や、ベテラン会員による次世代育成など、地域の有害駆除を継続的・安定的に実施することが可能です。                      また、猟友会は多くの地元住民が所属するため、自治会などの協力を得て侵入防止柵設置など捕獲以外の対策に取り組み、地域ぐるみの対策実施として相乗効果を発揮する例もあります。                      そのため、市といたしましては、地域の有害捕獲活動を継続的・安定的に進めるため、引き続き市内猟友会への委託を実施してまいりますので、有資格者の方は是非地元地域の猟友会にご参加の上、猟友会選出の有害駆除従事者となり、共に地域の有害捕獲の担い手としてご活躍いただきたいと考えております。</p>

[当日参加者からの質問及び要望等]

No.		質問要旨	回答要旨	経過・対応報告
10	参加者	<p>【路上喫煙の対策について】</p> <p>路上喫煙のマナー推進とあるが、私の家は踏切の近くにあり、車が踏切で停車するとタバコの投げ捨てをされます。過去には火事にもなっています。そういうものも含めて考えていただきたい。条例を作って推進していくことはいいが、もう少し細かいところにも配慮がほしい。タバコのポイ捨てなんてしょっちゅうで、そういうものに罰則を科さないでマナーに訴えていくなんていう時代は終わっているのではないか。もう少し厳しい対応が必要。たばこを吸うなどとは言わないが、もう少しマナーを守らせるようにしないといけないと思う。今後、その辺まで突っ込んだものにしていけるのか。</p>	<p>【環境課長】</p> <p>栃木市でもタバコが原因となっている火事が毎年2、3件くらいあるという報告を聞いています。喫煙者のマナーが悪いということが、以前ふれあいトークで出てきて、この条例をつくるきっかけになりました。まずはマナーを守っていただくという形の条例の施行を考えています。</p> <p>市としても、駅前だけではなく、観光地とか人通りの多いところでまずモラルを守っていただくという形で、市役所職員はもちろんのこと、ボランティアの方などで清掃活動、PR活動をやっていくと、現在、準備をしているところです。</p> <p>確かにマナーに訴えかけていくというだけでは効果はどうかということも分かりますが、観光地であるとともに、生活の場でもありますので、まずは罰則を設けずに訴えていくという形をとりたいと思います。それでも駄目だというときには罰則を検討するというところもあるかと思えます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課：環境課 TEL:21-2141】</p>
11	参加者	<p>【公共施設適正配置計画について】</p> <p>これは建物の話が中心だと思いますが、そのほかに市内にたくさんある運動公園とか小さな公園についてはこの計画の対象には入っていないのか、ということと、併せてお願いになります。公園の中にある樹木の管理をきちっとしていただきたい。管理にお金がかかることは分かっていますが、放っておくと原状回復が大変になるので考えてほしい。</p> <p>西方ふれあいパークの花の滝は、今では花が咲かないで滝になっています。道の駅にある枝垂桜も管理不足で枯れる寸前です。適正配置計画には含まれないかもしれませんが、植栽の管理についても十分配慮願いたい。</p>	<p>【建設水道部長】</p> <p>公園についても、当然、公共施設適正配置計画に入っています。一市五町が合併したものですから、市内にいくつかある大きな総合公園の配置についても、計画の中で整理をさせていただきます。公園の管理については、昨年度から公園の長寿命化計画というものを立てまして、その中で管理をどのようにしていくかを検討しております。本年度、その計画をまとめて、来年度から古くなったトイレを更新していくとか、高木の樹木などの管理についても整理をいたします。</p> <p>また、公園の維持管理には大変な費用が掛かりますので、シルバー人材センターをうまく活用したり、ボランティアによる公園の管理をお願いしているといったこともございますので、皆様のご協力をお願いいたします。</p>	<p>【公園緑地課 TEL:21-2778】</p> <p>西方ふれあいパークの花の滝については、平成29から30年度にかけて整備事業を実施中で、平成29年度はつる草等の雑草や枯れたツツジの除去を行っており、平成30年度に新たにツツジを植栽予定であります。</p>
12	参加者	<p>【信号機設置要望について】</p> <p>7年前から要望している金井地区における信号機の設置についての進捗状況を教えてください。</p>	<p>【生活環境部長】</p> <p>信号機設置につきましては、各地域から多数要望がありまして、警察の設置基準とか、設置の優先順位等があり、なかなか実現が遅くなっているという現状があります。</p> <p>現在の進捗状況につきましては、警察の方にも確認をしまして調べます。よろしく願いいたします。</p>	<p>【交通防犯課 TEL:21-2151】</p> <p>警察に確認しましたが、県内における信号機設置は、設置数に限りがあることから、なかなか進まないようです。今後も要望を伝えてまいります。</p>
13	参加者	<p>【学童保育の老朽化対応について】</p> <p>平成27年度に学童保育の施設の老朽化が著しいことから、建替えの要望を出していましたが、今年になって屋根が飛んだということで子どもたちが危険にさらされていますので、再度、建て替えの要望をします。</p>	<p>【こども未来部長】</p> <p>現在、西方の学童保育は社会福祉協議会事務所があるところで実施しています。4月に大風があり、その時に屋根が飛び危険性があることを踏まえ、早急な移転の対応が必要だということは十分承知しております。</p> <p>学童施設の移転先については、先ほど説明がありました公共施設の再編計画も踏まえたうえで、整備計画ということで検討をしている段階です。</p> <p>実は、今日、西方小学校の方へ学童の担当と行きまして、校長先生とPTA会長とお話をしてきました。その中で、どこに移転していいのか、どの施設が適切なのか等について色々なご意見をいただきましたので、それも踏まえて検討をして、スケジュールも含めて、今後、改めて提案させていただくというお話をしてきました。</p> <p>平成27年の要望時からかなり時間が経ってしまいましたが、もうしばらくお時間をいただきたいと思えます。</p>	<p>【子育て支援課 TEL:21-2772】</p> <p>西方学童保育の移設、建設については、小学校の統廃合や公共施設再編計画を考慮し検討してまいります。</p> <p>当面の間は、現在の施設を利用することとするため、安全対策として屋根の改修工事と窓ガラスに飛散防止フィルムを貼るなど耐震強化を行いました。</p>



[当日参加者からの質問及び要望等]

No.		質問要旨	回答要旨	経過・対応報告
14	参加者	<p>【中学生のオーストラリア派遣について】                      中学生のオーストラリア派遣の選考方法をもっとわかりやすくしてほしいと思います。まず、抽選をオープンにさせていただくことと、申し込み時に提出する作文については、選考にあたって1点も加味されていないということで、子どもたちはその作文が重要だと思って、親や先生たちと時間をかけて書いているにもかかわらず、結局、選考当日の学力テストでほぼ決まっているようです。選考の方法は事前にもっと周知してほしい。あと、派遣事業の予算についてはなかなか増やせないでしょうから、参加者一人あたりの個人負担金を増やしてでも、参加できる人数を増やすことも検討していただきたい。</p>	<p>【総合政策部長】                      オーストラリア派遣の選考につきましては、確かに分かりにくい選考だったと思います。事情としましては、まず、ホームステイが前提なので一定の語学力はあってほしいということ、また、ホームステイの関係もあって、男女の派遣人数を合わせる必要があるという行政側の条件があったようです。ただ、選考の分かりにくさはあったと思っていますので、今後は事前の説明及び選考過程は分かりやすく説明いたしますし、選考にあたっては、今まで以上にオープンにやらせていただきたいと思います。</p> <p>派遣につきましては、できれば希望者全員を派遣できるのが一番いいと思っておりますし、そのための予算確保は今後ともしていきたいと思っておりますが、先ほどご提案いただいた、ご父兄の負担を増やしてでも派遣人数を増やしていただきたいというご意見も踏まえまして検討をしていきたいと思っております。</p> <p>【市長】                      市PTA連合会の集まりの時に話が出ると聞いていましたので、その時に検討しています。私の方からは、抽選の方法にしても今のやり方はおかしいので直すようにと言いました。</p> <p>男女の配分をどのようにするか等色々なことがあって、それらを考えた結果、今までのようなやり方になったとのことでした。我々、管理をする側からの発想に基づくやり方になってしまっている。行きたいと思って応募してきた人たちに対して、どうやったらそれが一番民主的であり、駄目だったら仕方ないなってあきらめてもらえるようなやり方になっていない。これは直すことになっています。</p> <p>それから、個人の負担金が増えてもいいから派遣する人数を増やしてほしいということについては、そう言っていただける人ばかりではないので、考える必要があります。</p>	<p>【総合政策課 TEL:21-2301】                      平成30年度の選考方法といたしましては、1次選考として、英語のリスニング及び筆記テストを実施します。</p> <p>審査の結果、合格となった生徒の中から公開によるくじ引きをし、まず29人を選び、30人目は男女偶数になるよう選抜する予定です。男女偶数とする理由につきましては、ホームステイが、原則同性2名ずつの受入れとなるため、30人目で調整するものです。</p> <p>具体的な修正点としては、下記3点です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①応募の際、作文の提出を不要とする。</li> <li>②1次選考試験合格者を即日発表する。</li> <li>③選抜するくじ引きを、公開で実施する。</li> </ol>
15	参加者	<p>【空き家の管理について】                      地元空き家があり、雑草が生い茂っていることからイノシシやシカ等の住み家になってしまっています。地域住民から苦情が出ているが、現在の持ち主もはっきりしない。これはどちらに相談すればいいのか。</p> <p>栃木市では、空き家を壊すための予算があるのでしょうか。</p> <p>動物の住み家になっている状況です。持ち主にも連絡が取れないですが、このような場合、市ではどのようなことができるのでしょうか。</p>	<p>【都市整備部長】                      空き家に関することは、住宅課の方で色々な対策に取り組んでいます。まず、住宅課にお問い合わせいただければと思います。</p> <p>空き家の解体の補助金があります。すぐにでも倒れそうなど、周辺への影響がある場合にはご支援をさせていただきます。</p> <p>【生活環境部長】                      栃木市では、きれいで住みよいまちづくり条例というものをつくりまして、樹木の繁茂とか、ごみの問題等についてはこの条例で対応させていただいています。環境課としても住宅課とタイアップしまして、至急、現地を確認しまして、持ち主につきましては市の方で調べて対応したいと思います。</p> <p>【市長】                      空き家については、市が所有しているものではなく、個人のもので、法律上、個人の建物は勝手には壊すことはできません。それをするには手続きがいります。そう簡単に市で壊すといったことはできないということをよくご理解いただきたい。市では住宅課を中心に空き家対策に取り組んでいますが、やりたくてもできないこともあるということをお分かっていたらいい。</p> <p>市の方でも所有者を追跡できるのか調べますので、知っている情報をください。よろしくお願いします。</p>	<p>【住宅課 TEL:21-2451 ・西方市民生活課 TEL:92-0308】                      平成29年7月11日に市(住宅課、環境課、西方市民生活課)にて現地確認後、住宅課より相続人3名に空き家の適正管理に係る通知書を送付。</p> <p>その後、自治会と市で、議員立ち合いのもと清掃対応について検討。相続関係においての結論が出ていない状況でもあり、早期の対応が見込めないことから、相続人の同意を得て11月4日に自治会が主体(市住宅課、環境課、西方市民生活課が協力)となって、空き家の除草を実施したところであります。</p> <p>当面の問題は解決しましたが、引き続き相続人に対し、空き家の適正管理を指導していきたいと考えております。</p>

[当日参加者からの質問及び要望等]

No.		質問要旨	回答要旨	経過・対応報告
16	参加者	<p>【栃木市北部のインターチェンジを繋ぐ道路について】</p> <p>平成33年3月に東北道都賀西方サービスエリアからのスマートインターチェンジが供用開始されるとの話を聞いています。このことにより、旧栃木市から西側にインターチェンジが3つとなり、東北道に栃木インターチェンジと都賀西方インターチェンジ、北関東道に都賀インターチェンジとなります。</p> <p>ほぼ3つのインターチェンジが連携できるような状況になったかと思わず、その中のエリアの道路をもう工夫して整備をすれば本当に連携のできる道路になるのかなと思います。</p> <p>それには、都賀西方インターチェンジから都賀インターチェンジまでの道路がなかなかうまく繋がっていないことから、上久我線と鹿沼街道を一番最短のところ、こども園の南辺りで繋がるようにしていただきたい。都賀インターチェンジの南の道路が開通すれば、本当にこの中のエリアは便利な地域になるのではないかと思います。</p> <p>そこで、その条件の整った地域となるその中を企業誘導地域の指定でもしていただいて、栃木北部地区の活性化をしていただければと思いますのでご検討ください。</p>	<p>【総合政策部長】</p> <p>スマートインターができるということで、色々な意味で地元に影響があるだろうと思います。今現在、市の計画でも、栃木インターチェンジ周辺、都賀インターチェンジ周辺に産業の集積を図ろうということで計画が動いており、地元の方と色々相談をさせていただいています。</p> <p>スマートインターができれば当然そこには色々な可能性が生まれ、民間事業者も含めて注目もされるだろうと思っています。それを見越したうえで、地元、行政が相談してどういったものができるのかを検討していく必要があると思います。地元ではそういった研究会が発足していると思いますが、地元の中でどういったものが必要なのか、どのようなものに来てほしいのか、といったことが集約されることにより、行政としても総合計画の中に明確に位置付けていけると思います。併せて、道路整備なども全体的な計画を見たくて整備していく必要があると思っていますので、少し時間はかかるかもしれませんが、開発要因としては大きなものがあると思いますので、地元の方と一緒に検討していきたいと思っています。是非ご協力をお願いいたします。</p> <p>【市長】</p> <p>スマートインターチェンジ設置に伴う道路整備等につきましては、長期的な課題でもありますのでやっていきたいと思っています。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課：総合政策課 TEL:21-2302・産業基盤整備課 TEL:21-2376・道路河川整備課 TEL:21-2401〕</p>
17	参加者	<p>【防犯灯の清掃について】</p> <p>当自治会の団地内に16基の防犯灯が設置されており、今年度新たに2基の設置依頼をしていますが、現在設置されている16基を確認しましたところ、かなり汚れているので、防犯灯の掃除を市役所へお願いしにいったら、設置基準にないとの一言で終わってしまいました。</p> <p>そこで、電気工事の業者に相談に行きましたら、作業員2人と高所作業車とで、一日あたり6万円かかると言われました。</p> <p>また、業者からはいくらLED電灯でも10年経てば3割くらい光量も落ちるという話も聞きましたので、一定の期間が経過して、自治会からの要望があったときには、掃除をしながら電灯の現況を確認していただけるような条項を設置基準に加えていただければと思います。</p>	<p>【生活環境部長】</p> <p>所管課の対応について、まず、お詫び申し上げます。</p> <p>管理要綱では防犯灯の維持管理につきましては市が行うこととなっておりますが、どこまでの管理を行うかをうたってありませんので、ご指摘の通り、もう少し詳細まで整備したほうがいいのかと思っています。持ち帰って検討をしまして、よりよい管理ができるようにしたいと思います。今回お話いただきましたメンテナンスにつきましては、後日改めてご報告に伺いますのでご了承願います。</p> <p>【市長】</p> <p>設置と管理は市がやるとなっているので、それはつくる必要があります。ただ、この栃木市内に数多くある防犯灯の全てを市がやるというのは、正直、厳しいところがあるので、その辺をどんな方法でやっていくのか、費用負担は市が行うという前提で、もしかしたら自治会にお願いをせざるを得ないところもでてくるかもしれません。やはり考えていかなければいけないところだと思いますので、特に管理部分の基準づくりについては検討をしていきます。</p>	<p>【交通防犯課 TEL:21-2151】</p> <p>本件の防犯灯16基につきましては、職員が清掃を行いました。なお、今後におきましては、管理に関する要領を作成し、住民の皆さんの要請により、原則的には職員が清掃を行って行くことといたしました。</p>